

## 随意契約理由書

発注案件名	立川ワークプラザ レイアウト変更工事	要求部署名	職業安定部職業安定課 職業紹介推進係
発注（契約） 内 容	立川ワークプラザの電源・LAN敷設、間仕切り設置等工事		
発注（契約） 案 件 の 要 求 理 由	レイアウト変更により、各種システムが移設したため、当該移設位置に電源やLANケーブルが必要になったため。合わせて、業務運営の変更により、セミナールームを廃止し、個別の部屋にするため間仕切りが必要になったため		
契約金額	¥1,043,700	契約年月日	平成21年8月14日
契約業者名 及び住所	清水建設（株）東京建築第二事業部（立川市曙町2-7-16 鈴春ビル7階）		
随意契約 の理由	建物賃貸借契約上、内装改修工事については、当該業者が指定を受けており、競争性がないため、会計法第29条の3第4項に該当するため。		
根拠法令	会計法第29条の3第4項		
予定価格及び 積算内訳	予定価格	-	
見積書徴収状況	1社（業者指定）		
その他 特記事項			